



相続と贈与をめぐる税金 ——贈与を活用した相続対策

はじめに

「家計にまつわる税金の知識」の最終回は、誰もがいつかは関わることになる相続と贈与をめぐる税金についてお話しします。

これまでは富裕層にしか縁のなかった相続税や贈与税ですが、2015年の相続税法改正によって、相続税の基礎控除額（課税下限額）が縮減され、課税対象者（納税者）が増大したことから、もはや他人事では済まなくなったというわけです。

そこで、相続と税についての基礎知識はもとより、生前贈与などを活用した相続対策についても説明します。

広く浅く課税する 新しい相続税制

「相続税」と聞いても、「わが家にはこれといった財産があるわけでもないの、他

人事」と思われている方も多いのではないのでしょうか。しかし、たいした財産がないと思っていたのに実際には相続税を納めることになったという人が、少なくないのです。

実は、相続税法が改正された結果、その課税対象者は、それまでの4%強から8%近くへと約2倍に急増しました。つまり、100人の方にご不幸があつたとして、そのうち8人の方の相続人に税負担が生じているというわけです。これは税法改正の影響だけでなく、少子化による相続人の減少によって、次に説明する基礎控除額が減つたため、遺産総額が従来よりも少ない金額でも課税されていることにもよりますが、いずれにしても相続と相続税が身近な問題となつて、誰もが無関心ではいられなくなっているのが実情です。

ところで、相続税は誰にでも課税されるわけではありません。相続税を計算するにあたっては、基礎控除額があるからです。



光田 周史
公認会計士・税理士
【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や、同志社大学大学院、立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

「基礎控除額」とは、相続人が必要最小限の財産（生活の本拠や資金等）を被相続人から引き継ぐために設けられています。つまり、相続財産の総額が基礎控除額以下であれば相続税は課税されないことになっています。しかし、今回の税法改正で次表のとおり基礎控除額が4割も縮減されたため、課税対象者の倍増につながつたというわけです。基礎控除額は相続税がかかるかどうかの基準になりますから、ぜひ覚えておいてください。

改正前	改正後
5000万円＋ (1000万円×法定相続人の数)	3000万円＋ (600万円×法定相続人の数)

相続について知っていますか

■そもそも相続とは何か

法人とは異なり、私たち自然人には寿命

がありますから、亡くなった時には所有する財産や債務を誰かに引き継いでもらわなければなりません。これを「相続」といい、亡くなった人を「被相続人」、財産を引き継ぐ人を「相続人」といいます。財産には現金や株式、不動産などの資産のほか、借入金や未納の税金といったマイナスの財産、つまり負債も含まれます。

家族が亡くなると死亡届の提出や葬儀の段取りなど、悲しみに暮れる暇もなく各種の手続きを進めなければなりません。特に、相続に関する手続きには期限もありますので注意が必要です。

まず、3カ月以内に相続するかどうかを決めなければなりません。「そんなに早くに？」と思う方もおられるでしょうが、相続には、

- ①すべての財産を引き継ぐ「単純承認」
- ②プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐ「限定承認」
- ③一切の財産を引き継がない「相続放棄」という3つの選択肢があり、このうち「限定承認」と「相続放棄」は、3カ月以内に家庭裁判所で手続きをしなければならないのです。手続きをしなければ、「単純承認」をしたことになります。

■相続人になるのは誰か

ところで、財産を引き継ぐ人、つまり相続人には誰がなるのでしょうか。民法では、その範囲と順位を「法定相続人」として定めています。

第1順位	第2順位	第3順位
配偶者と子（子がいない場合は孫、ひ孫と続きます）	配偶者と父母（父母がいなければ祖父母、曾祖父母と続きます）	配偶者と兄弟姉妹（兄弟姉妹がいなければ甥・姪）

このように配偶者は常に法定相続人となり、第1順位の人がいなければ第2順位の人、第2順位の人がいなければ第3順位の人が順に法定相続人になるわけです。

■相続人による遺産分割協議

相続人が複数いる場合には、財産をどのように分けるかが問題になります。「少しでも多くの財産を引き継ぎたい」と思うのが相続人の本音でしょうが、財産を誰にどのように引き継がせるかは被相続人の意思が尊重されます。

その意思を相続人に伝えるために「遺言書」が作成されます。つまり、遺言書があれば、その内容に従って財産を分けることができますが、なければ民法で決められた相続分（法定相続分）を参考にしながら相続人同士で財産の分け方について話し合うことになります。これが「遺産分割協議」です。

法定相続人	法定相続分
配偶者 と子	配偶者 2分の1 子 2分の1
配偶者と 父母	配偶者 3分の2 父母 3分の1
配偶者と 兄弟姉妹	配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1

遺産分割協議では自由に財産の分け方を決められますが、全員の同意がなければ成立しません。分割協議がまとまらない時は、家庭裁判所に調停を申し立てることも可能ですが、「勘定」の話し合いがいつの間にか「感情」の対立に発展してしまったのでは本末転倒です。

ご自身の「相続」を相続人たちの「争族」にしないためにも、自らの意思を遺言書にまとめておくことをお勧めします。

知っておきたい相続税

■相続税がかかる財産とからない財産

相続税の課税対象は、本来の相続財産のほか生命保険金や死亡退職金といった相続財産とみなされるものや生前に贈与された財産の一部なども含まれます。

①	②	③
本来の 相続財産	みなし 相続財産	生前贈与 財産
金融資産（現預金・株式等） 不動産（土地・建物等） 動産（貴金属・骨董品等）など	生命保険金・死亡退職金など	相続開始前3年以内に贈与を受けた財産

逆に課税されないものには、墓石・仏壇や国等に寄附した財産、生命保険金のうちの一定金額などがあります。

■名義預金に要注意

よく「タンス預金やへそくりなども課税対象ですか？」と聞かれますが、程度によ

ります。

それよりも気をつけておきたいのが、名義預金です。プレゼントのつもりで子や孫の名義で預金口座をつくる場合がありますが、その通帳や届出印を贈与した側が管理していたのでは、子や孫に贈与したものと主張しても通用しません。贈与した以上は管理や使用も子や孫に任せるべきだからです。したがって、これらの名義預金については相続財産に含めることになりますので注意してください。

■財産の評価と減額特例

さて、相続財産の範囲が明確になったところで、これらの価額（評価）はどのようにして決めるのでしょうか。それは国税庁が決めた次のようなルールに従って決まります。

現預金	相続開始時の金額
建物	固定資産税評価額
土地	①路線価×土地面積（㎡） ②固定資産税評価額×倍率

「土地の路線価」とは、道路に面する宅地の1㎡当りの評価額のことです。路線価がない地域は倍率により計算します。路線価と倍率は国税庁のホームページで確認できます。

ところで、都心部等に自宅をお持ちの場合は、近年の地価の高騰によって土地の評価額も上昇し相続税が課税される可能性が高くなっています。課税される結果、自宅を売却して納税せざるを得ないという

悲劇もあります。

そこで、こうした事態を防ぐために「小規模宅地等の減額特例」が認められています。この特例は一定の条件を満たせば、自宅の土地の330㎡以下の部分について評価額を8割減額できるというものです。つまり、1億円の評価の土地も2000万円になるというわけです。

■相続税を試算してみる

相続財産の評価ができれば、あとは相続税を計算することになります。正確な計算は少し複雑ですが、次のステップを参考に、まずはご自身で相続財産が基礎控除額を超えるかどうかを試算してみてください。繰り返しになりますが、基礎控除額以下であれば相続税はかかりません。

①	②	③
相続財産の 総額の計算	基礎控除の 計算	課税財産の 総額の計算
すべての相続財産の評価額 を合計します。 マイナスの財産（借入金等） は控除します。	3000万円＋ （600万円×※法定相続人）	①から②をひきます。 プラスの場合→相続税あり マイナスの場合→相続税なし

※15ページ参照

相続税対策としての 贈与の有効性

最近、テレビや雑誌、ネットなどのメディアで相続対策としての贈与が取り上げられています。たしかに相続税は相続財産に対して課税されますから、すべての財産を

生前に贈与してしまえば相続税はかからないのですが、そうは問屋が卸してくれません。ここは贈与税がスタンバイを待っています。相続税を補充しているのです。しかも、相続と異なると贈与は生前に複数回に分散して行うことができることから、税率も贈与税のほうが高く設定されています。

しかし、贈与はいつでも好きな時に利用できますから、これを上手く活用することで相続財産を生前に次世代へ移転させ、かつ財産の有効活用も可能になります。

■「あげたつもり」は贈与にならない

贈与とは「あげる」と「もらう」という意思の合意によって成立しますから、前述の名義預金のように「あげた」という一方の意思だけではダメというわけです。口約束でも可能とはいえ、後日のことを考えて「あげた」「もらった」という事実を書面に残しておくのがよいでしょう。

■賢い贈与で首尾良い相続税対策

ここからは贈与を活用した相続税対策を4つ紹介します。相続税対策のポイントは課税される財産をできるだけ生前に減らすことにあります。相続税は累進税率となっていて財産が多いほど税率も高くなりますから、財産の多い人ほど財産を減らすことによる節税効果も大きくなります。

①	②
暦年贈与でコツコツ贈与	20年連れ添った配偶者へのプレゼント

③	子や孫世代への経済援助
④	相続時精算課税制度で早期の財産移転

■ 暦年贈与でコツコツ贈与

贈与税にも贈与を受ける人1人につき、年間110万円の基礎控除額が設けられています。そこで、この基礎控除額を利用した贈与（暦年贈与）が選択肢になります。

基礎控除額は贈与を受ける側に設けられているもので、贈与する側に金額の制限はありませんから、例えば10人に贈与すれば年間最大1100万円の財産を贈与することができます。一方、10年にわたってコツコツと贈与を続けても1100万円の財産を贈与することができます。もちろん贈与したいと思う相手がいることと贈与しやすい資産を持っていることが前提となりますが…。

■ 20年間連れ添った配偶者へのプレゼント

結婚して20年以上経っていれば、結婚記念の大きなプレゼントとして配偶者に自宅の贈与を考えてみてはいかがでしょうか。

婚姻期間が20年以上である配偶者からの贈与で一定の条件を満たした場合は、贈与税の配偶者控除（最高2000万円）を利用することができます。

基礎控除額と合わせると自宅の評価額の2110万円分については、無税で贈与ができて、相続財産を減ら



すことができます。また「相続開始前3年以内の贈与は相続財産に合算される」というルールが適用されないというのも朗報です。ただ、不動産の贈与登記に伴う登録免許税や不動産取得税が課税される点はご承知ください。

■ 子や孫世代への経済援助

子や孫に資金的な援助をしたいと考える親御さんは少なくありません。そこで有効なのが次の贈与の特例です。

資金使途	非課税金額
教育資金	子（孫）1人につき 1500万円まで
結婚・子育て資金	子（孫）1人につき 1000万円まで
住宅取得資金	省エネ住宅など 最大で1200万円 （住宅性能や時期で 非課税額変更）

そもそも教育資金や子育て資金は、親や祖父母が必要な都度援助する分については課税されることはありませんが、一時にまとめて援助するとなると話は別です。そこで、この特例では、条件を満たす贈与について一定の金額まで非課税とされます。

同じように住宅購入資金にも非課税となる制度がありますから、活用してみてもいかがでしょうか。子や孫に喜ばれて、相続財産も減らせるという一石二鳥の効果が期待できます。ただし、いずれの制度も所定の要件を満たす必要があります。

■ 相続時精算課税制度で早期の財産移転

一度にまとめて子や孫に財産を贈与したい場合は「相続時精算課税制度」を利用するのがお勧めです。これは贈与する親や祖父母が60歳以上で、贈与される子や孫が20歳以上の場合に利用できる制度で、贈与額が合計で2500万円までは課税されませんし、2500万円を超えても累進税率は適用されず、一律20%の贈与税で済みます。

後日、贈与した人が亡くなった場合に贈与済みの財産を相続財産に足し戻して相続税を計算する必要がありますが、既に贈与して名義も変更済みの財産を元に戻す必要はありません。つまり、相続税が課税される財産は減らないものの、生前に意中の子や孫にまとまった財産を贈与することができるという大きなメリットがあります。特に将来値上がりが予想される財産を贈与すれば、相続税の節約効果も大きいでしょう。ただし、この制度を選択すると先に説明した暦年贈与は利用できませんので、注意してください。

まとめ

相続は、誰もがいつかは通らなければならぬ道です。だからこそ事前の準備と心構えが必要です。本シリーズ最終回の解説が、相続と贈与について考えていただくきっかけとなれば幸いです。